

大胆な地域主権改革の実行と地方行財政基盤の確立

本年6月、地域主権改革の総合的・計画的な推進に向けた羅針盤とすべく「地域主権戦略大綱」が閣議決定されたが、これは国として地域主権改革を強力に推進していくという姿勢の現れであると我々は受け止めている。明治以来の中央集権体質から脱却し、この国のあり方を大きく転換する地域主権改革は、いよいよ政治決断による実行段階に入ったものとして大いに期待しているところである。

今後、各分野の具体的な制度設計等に当たっては、次に掲げる事項について特に留意するとともに、「衆参のねじれ」の中で地域主権改革が停滞することのないよう、与野党双方が真摯に協議を重ね、最大限の努力を尽くしながら、スピードを緩めることなく着実かつ迅速に改革を進めるよう強く求めるものである。

1 地域主権関連3法案の早期成立

「国と地方の協議の場」の法制化などを内容とする地域主権関連3法案は、実効性ある地域主権改革を実現するために不可欠であることから、今国会で一刻も早く成立させること。

2 義務付け・枠付けの見直し

義務付け・枠付けについては、地方が特に求めていた104条項中、地方分権改革推進委員会の勧告どおりになっていない条項が約3分の2にのぼっており、また、条例の内容を直接的に拘束する「従うべき基準」が福祉施設に配置する職員数をはじめ相当数存在しているなど、その見直しが不十分であることから、政治主導でさらなる見直しを進めること。

また、第2次勧告において見直しの対象とされた全条項（約4,000条項）について、具体的な工程を明らかにした上で、廃止又は地方の裁量を拡充する見直しに取り組むこと。

3 国の出先機関の原則廃止

出先機関の事務・権限に関する府省の「自己仕分け」において、地方自治体へ移譲すると判断されたのは全体の1割程度にとどまっている。今後、地域主権改革の理念を閣僚間で十分共有した上で、政治の強いリーダーシップの下、断固として出先機関改革に取り組み、年内を目途に策定するとされている「アクション・プラン（仮称）」に原則廃止に向けた具体的な工程表を盛り込むこと。

また、九州地方知事会においては、九州管内の出先機関の「受け皿」に関して具体的な議論を進めていることから、既存の広域連合制度とは異なる制度の創設を含め、「受け皿」づくりが円滑に進むよう環境整備を図るとともに、全国に先駆けて九州で先行実施することも検討すること。

4 一括交付金の制度設計

一括交付金化は、地方の自由裁量を拡大し、現行の補助金等を実質的な地方の自主財源に転換することが基本である。よって、地方が必要とする事業が滞りなく執行できるよう十分な交付金額を確保し、いやしくも国の一方的な財源捻出の手段とはしないこと。

また、配分にあたっては、客観的な指標に加え、社会資本整備の進捗率や財政力など、地域の実情を十分に反映させること。

5 地方税財源の充実・強化

①地方一般財源総額の確保と地方交付税の復元・増額

「財政運営戦略」（平成22年6月22日 閣議決定）に定める中期財政フレームにおいて、「地方の一般財源総額については、平成22年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされている。地方交付税の復元・増額や社会保障費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、これを確実に実現すること。

②地方消費税の引き上げ

国・地方を通じた歳入歳出ギャップを解消し、持続可能な税財政制度を構築していくためには、消費税・地方消費税の引き上げを含む抜本的な税制改革が不可避である。

我々も、住民に対し、負担増について理解を求めていく覚悟であり、政府においても、国民と正面から向き合って積極的に議論を進めること。

③地球温暖化対策関連新税の導入にあたっての地方税財源の確保

地方自治体は地球温暖化対策をはじめとする環境対策の推進において大きな役割を担っていることを踏まえ、地方環境税を創設するとともに、地球温暖化対策税を創設する場合には、その一定割合を地方税源化すること。

6 子ども手当の地方負担

子ども・子育て支援施策に関し、保育所のようなサービス給付については、各地域の実情に応じて創意工夫が図られるよう地方が担当すべきである一方、子ども手当のような全国一律の現金給付については国が実施し、その全額を負担すべきである。

このような基本的な考え方に基づき、平成23年度以降の子ども手当の本格的な制度設計にあたっては、国と地方とで十分な協議を行い、児童手当を廃止した上で新たな制度として再構築することにより、国が全額負担すること。

平成22年10月

九州地方知事会長
大分県知事 広瀬 勝貞